

保護者様各位

令和5年1月10日

請求内容変更についてのお知らせ

多機能型事業所 てとて
管理者 竹田 祐真

新しい一年がスタートをきりました。今年もご利用児童様、保護者の皆様にとって笑顔があふれる年になりますよう、お祈り申し上げます。

さて、12月より請求内容に変更がございますことについてご報告させていただきます。ご契約時に『重要事項説明書』にてご説明させていただきました 8. 利用料金及び支払方法〔基本料金〕に記載の福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算に、新たに介護職員等ベースアップ等支援加算(以下「ベースアップ加算」という)を算定させて頂くこととなりました。無償化対象外のご利用者様は、基本利用料にベースアップ加算を加えた額(上限負担額)のお支払いとなります。ご理解の程よろしくお願い致します。

算定要件につきましては、以下をご確認下さい。

【ベースアップ加算】

令和4年10月より介護報酬改定が行われ、介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置として「ベースアップ加算」が創設されました。

※今回の件について、ご不明点やご質問などございましたら、竹田までご連絡下さいますようお願い致します。